

監 査 指 摘 事 項 措 置 状 況 調

定期監査報告 第6号 (3-1)

| 監 査 指 摘 事 項 | 原因の把握 (誤りとなった原因について記載すること) | 措置状況 (事務処理の改善を含め記載すること) |
|--|--|---|
| <p>◎ 教育委員会 ● 社会教育課 ○ 社会教育担当</p> <p>1. 収入事務について 【指摘事項】 (1) いきいきふるさと推進事業助成金の事業報告書において、決裁後に事業費の総額を訂正者の印のない朱線2本と朱書きによる金額の訂正をしているのは、不適切な事務処理であり、変更となる決裁を行なうべきであるので是正されたい。</p> <p>2. 契約について 【指摘事項】 (1) 児童小公園遊具整備工事の見積予定価格調書において、予定価格の算定根拠となる工事設計書の金額と相違があり、見積書比較価格は10,000円高い金額で設定されているので、予定価格調書の作成には細心の注意を払い、適正な見積合せの執行に努められたい。なお、見積合せは設計書の金額の範囲内で執行されている。</p> <p>● 別当賀夢原館</p> <p>1. 契約事務について 【指摘事項】 (1) 別当賀夢原館浄化槽保守点検業務において、予定価格の算定根拠となる設計書等の書類の添付がなく、どのように予定価格を設定したのか不明であるので、適正に事務処理されたい。</p> <p>2. 財産について 【指摘事項】 (1) 行政財産の使用許可において、自動販売機の設置に係る土地使用料を固定資産評定額に対する使用面積分で算定しているが、財産条例施行規則第11条では、土地の時価に100分の4を乗じて得た額を年額とすると規定されており、誤った算定となっているので、確認のうえ適正に対応されたい。</p> | <p>(1) 報告書を作成したが、確認不足のまま決裁を受け、決裁後に誤りに気付いたため。</p> <p>(1) 予定価格となる設計書と当初予算要求書を誤って取り違えたため。</p> <p>(1) 予算作成時の参考見積を使用したため、設計図書の必要が無いものと誤って認識し添付をしなかったため。</p> <p>(1) 積算根拠を誤認しており、誤った積算式を使用していたため。</p> | <p>今後、決裁前の確認行為を担当内で徹底し、適正に事務処理いたします。</p> <p>今後、設計書等の確認及び担当内での確認を徹底し、適正に事務処理いたします。</p> <p>今後、設計図書等、積算根拠を確実に添付し、適正に事務処理いたします。</p> <p>今後、根室市財産条例に基づき、適正に事務処理いたします。</p> |

監 査 指 摘 事 項 措 置 状 況 調

定期監査報告 第6号 (3-2)

| 監 査 指 摘 事 項 | 原因の把握 (誤りとなった原因について記載すること) | 措置状況 (事務処理の改善を含め記載すること) |
|--|---|---|
| <p>● 総合文化会館・公民館 ○ 管理担当</p> <p>1. 契約事務について 【指摘事項】 (1) 自家用電気工作物保安管理業務において、1社から見積書を徴取する随意契約であるが、受託者が確定していない業務執行伺の段階で、添付されている契約書(案)に受託者名が記入されているので適正に事務処理されたい。</p> <p>2. 財産事務について 【指摘事項】 (1) 根室市総合文化会館の使用許可において、 ①使用許可書の交付が会場使用後になされているものが散見され、さらには使用後に使用申込書が提出されている例もあり、根室市総合文化会館条例第5条の規定に反していること。 ②原則、使用料は前納であるが、前納となっていないものが散見され、中には会場使用から納付まで遅いもので9ヶ月以上を要しているものがあること。 など、不適切な事務処理となっているので、管理体制を含めた事務処理の見直しを図られ、適正に事務処理されたい。</p> <p>○ 事業担当</p> <p>1. 支出事務について 【指摘事項】 (1) バス借上料において、1件30万円を超える支払いを支出負担行為何票により行っているが、支出するために必要な書類の作成がなく、請書の徴取もなされていないので、予算の編成及び執行に関する規則第22条及び、契約規則第30条の規定に基づき適正に事務処理されたい。</p> | <p>(1) 自家用電気工作物保安管理業務については、1社から見積書を徴取する随意契約であったことから、業務執行伺の段階で、誤って契約書(案)に受託者名を記入してしまったため。</p> <p>① 利用者が使用申込書の提出を忘れ、使用後に申込書を提出した場合であり、使用申込書の提出状況の確認が徹底されなかったことにより、使用許可証の交付が不適切なものとなったもの。 ② 利用団体には文書等で使用料は前納である旨、周知している所ですが、利用団体等の諸事情により前納となっていないものがあり、不適切な事務処理となったもの。また、納付まで時間を要したものについても、催促等の対応を怠ったため。</p> <p>(1) バス借上料の支出については、事業実施起案のなかで、移動手段に係る部分として予算科目と支出額を記載しておりましたが、請書の徴取が必要な金額ではないと誤認し、支出負担行為何票のみで処理をしたため。</p> | <p>今後、執行伺の段階から複数名で内容の確認を行うことを徹底し、適正に事務処理いたします。</p> <p>日々、予約状況及び申込書の提出状況の確認を徹底し、今後、使用許可証の交付処理について適正に事務処理いたします。</p> <p>各利用団体に使用料は前納であることを周知徹底し、使用する前に使用料を納付してもらうよう、適正に事務処理いたします。 また、定期的に未納団体のチェックを行い、適正に事務処理いたします。</p> <p>この度の指摘から、請書並びに契約書が必要となる金額について、認識いたしましたので、今後同様の事務処理においては、関係規則を確認し、適正に処理をいたします。</p> |

監 査 指 摘 事 項 措 置 状 況 調

定期監査報告 第6号 (3-3)

| 監 査 指 摘 事 項 | 原因の把握 (誤りとなった原因について記載すること) | 措置状況 (事務処理の改善を含め記載すること) |
|---|--|---|
| <p>● 選挙管理委員会事務局 ○ 選挙担当</p> <p>1. 契約事務について 【指摘事項】</p> <p>(1) 洋上投票システム機器の賃貸借の予定価格書において、予定価格の算出根拠となる設計書の金額と相違があり、見積書比較価格は22,000円高い金額で設定されているので、予定価格書の作成には細心の注意を払い、適正な見積合せの執行に努められたい。なお、見積合せは、設計書の金額の範囲内で執行されている。</p> <p>(2) 参議院議員通常選挙に伴う業務委託や印刷業務等において、予定価格書を作成しているが、予定価格の算出根拠となる設計書等の書類の添付がなく、どのように予定価格を設定したのか不明であるので適正に事務処理されたい。</p> | <p>(1) 添付していた設計書については、修正前に作成したものを誤って執行向に添付していたため。</p> <p>(2) 設計書等の書類については、平成28年度から添付が必須という認識ではなく、平成29年度から必須と解していたため。</p> | <p>今後、予定価格書の作成には、細心の注意を払い、適正に事務処理いたします。</p> <p>平成29年度より設計書等の作成及び添付をおこなっているところではありますが、今後とも事務処理には細心の注意を払い、適正に事務処理いたします。</p> |